

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	障害者福祉に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>【身体障害者手帳】 三次市は、身体障害者福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための個人番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務</p> <p>【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】 三次市は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための個人番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当） ②氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当）</p> <p>【自立支援給付（障害児通所支援を含む）／補装具／更生医療／育成医療／地域生活支援事業】 三次市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための個人番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②自立支援給付の支給決定の変更に関する事務 ③地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④支給認定の変更に関する事務 ⑤障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥通所給付決定の変更に関する事務 ⑦障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>【データ提供】 ①情報提供ネットワークシステムへの障害者福祉データ提供</p>
③システムの名称	障害者福祉システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 別表 項番9,20,21,51,67,117
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]

②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条(主務省令第2条における情報提供の根拠)</p> <p>:第3欄(情報提供者)が「市町村長」「都道府県知事」「都道府県知事等」「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項</p> <p>(20,42,48,49,53,76,77,80,81,113,125,141,155の項)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第22条、第44条、第50条、第51条、第55条、第78条、第79条、第82条、第83条、第105条、第115条、第127条、第143条、第157条</p> <p>(主務省令第2条における情報照会の根拠)</p> <p>:第1欄(情報照会者が「市町村長」「都道府県知事等」「都道府県知事又は市町村長」のうち、第2欄(事務)が「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」「身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)</p> <p>(第14,15,37,75,92,93,119,144,145,146の項)</p> <p>番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第16条、第17条、第39条、第77条、第94条、第95条、第121条、第146条、第147条、第148条</p>
---------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部社会福祉課(障害者福祉係) 電話:0824-65-2051
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。情報連携に際しては、システムによる連携のため人為的ミスが生じるリスクは少ない。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの目的外利用について、利用できる業務を相互に監視・確認を行うこととしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5-②	安永 統	串田 孝行	事後	
平成28年5月24日	II-1	平成27年3月27日	平成28年5月24日	事前	
平成28年5月24日	II-2	平成27年3月27日	平成28年5月24日	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月15日	I-5-②	串田 孝行	渡邊 智昭	事後	
平成29年5月15日	II-1	平成28年5月24日	平成29年5月15日	事前	
平成29年5月15日	II-2	平成28年5月24日	平成29年5月15日	事後	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	渡邊 智昭	課長	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月23日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第二における情報提供の根拠):~中略~(16,26,27,28,31,54,55,56の2,57,79,87,106,116の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第29条,第30条,第31条,第42条,第44条,第59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠):~中略~(第10,11,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第9条,第10条,第14条,第27条,第38条,第43条の4,第55条,第55条の2</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第二における情報提供の根拠):~中略~(16,26,27,28,31,54,55,56の2,57,79,87,106,116の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第29条,第30条,第31条,第42条,第44条,第59条の2</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠):~中略~(第10,11,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第9条,第10条,第14条,第27条,第38条,第43条の4,第55条,第55条の2,第55条の3</p>	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月15日	平成30年5月15日	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月15日	平成30年5月15日	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月15日	令和1年5月31日	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年5月15日	令和1年5月31日	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-3		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV-4		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅳ－５		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－６		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－７		十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－８		[○]自己点検	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－９		十分に行っている	事後	
令和2年7月31日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月31日	事後	
令和2年7月31日	Ⅰ－７	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ－１	令和1年5月31日	令和2年5月31日	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ－２	令和1年5月31日	令和2年5月31日	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月31日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－１	令和2年5月31日	令和3年5月31日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－２	令和2年5月31日	令和3年5月31日	事後	
令和3年12月28日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和3年12月28日	事後	
令和3年12月28日	Ⅰ－４－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月2日	表紙－公表日	令和3年12月28日	令和4年7月2日	事後	
令和4年7月2日	Ⅱ－１	令和3年5月31日	令和4年5月31日	事後	
令和4年7月2日	Ⅱ－２	令和3年5月31日	令和4年5月31日	事後	
令和5年8月25日	表紙－公表日	令和4年7月2日	令和5年8月25日	事後	
令和5年8月25日	Ⅱ－１	令和4年5月31日	令和5年5月31日	事後	
令和5年8月25日	Ⅱ－２	令和4年5月31日	令和5年5月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月25日	I-1-②	【自立支援給付(障害児通所支援を含む)／補装具／更生医療／地域生活支援事業】	【自立支援給付(障害児通所支援を含む)／補装具／更生医療／育成医療／地域生活支援事業】	事後	
令和6年12月4日	表紙-公表日	令和5年8月25日	令和7年1月24日	事後	
令和6年12月4日	II-1	令和5年5月31日	令和6年12月4日	事後	
令和6年12月4日	II-2	令和5年5月31日	令和6年12月4日	事後	
令和6年12月4日	I-3	番号法 別表第一 項番8,11,12,34,47,84	番号法 別表 項番9,20,21,51,67,117	事後	
令和6年12月4日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	
令和6年12月4日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠)	(主務省令第2条における情報提供の根拠)	事後	
令和6年12月4日	I-4-②	(16,26,27,28,31,54,55,56の2,57,79,87,106,116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第12条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第29条,第30条,第31条,第42条,第44条,第59条の2	(20,42,48,49,53,76,77,80,81,113,125,141,155の項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第22条,第44条,第50条,第51条,第55条,第78条,第79条,第82条,第83条,第105条,第115条,第127条,第143条,第157条	事後	
令和6年12月4日	I-4-②	(別表第二における情報照会の根拠)	(主務省令第2条における情報照会の根拠)	事後	
令和6年12月4日	I-4-②	(第10,11,20,53,67,68,69,85,108,109,110の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第9条,第10条,第14条,第27条,第38条,第43条の4,第55条,第55条の2,第55条の3	(第14,15,37,75,92,93,119,144,145,146の項) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第16条,第17条,第39条,第77条,第94条,第95条,第121条,第146条,第147条,第148条	事後	
令和6年12月4日	IV-8		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月4日	IV-8 判断の根拠		申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。情報連携に際しては、システムによる連携のため人為的ミスが生じるリスクは少ない。	事後	
令和6年12月4日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		目的外の入手が行われるリスク対策	事後	
令和6年12月4日	IV-11 判断の根拠		マイナンバーの目的外利用について、利用できる業務を相互に監視・確認を行うこととしている。	事後	